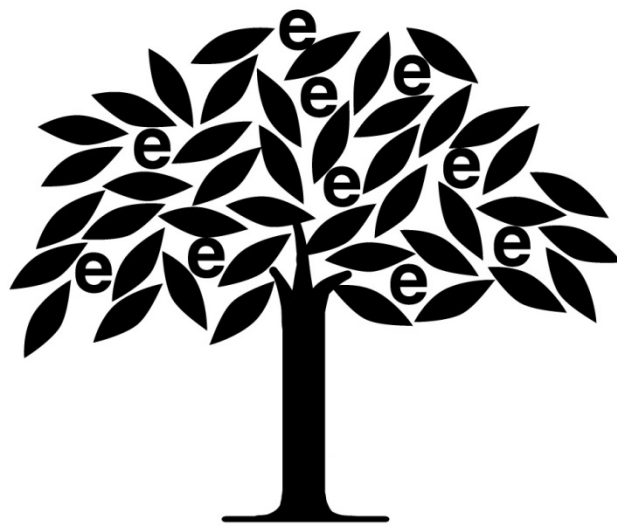


居宅介護支援事業所 えりん

運営規定



社会福祉法人 恵林

居宅介護（予防）支援事業所 えりん 運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恵林が運営する居宅介護（予防）支援事業所「えりん」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護（予防）支援サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するための人員、及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護（支援）状態にある高齢者（以下「要介護（支援）者」という。）に対し、適正な指定居宅介護（予防）支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、サービスの提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護（支援）状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立にサービスの提供を行う。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、包括介護支援センター、他の居宅介護（予防）支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- 3 利用者の要介護（支援）認定に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、要介護（支援）認定が行われているか否かの確認をし、その支援を行う。
- 4 上記の他、指定居宅介護（予防）支援等の事業の人員及び運営に関する基準を遵守する。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名 称 指定居宅介護支援事業所「えりん」
- 二 所在地 高崎市浜川町836-2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名（主任介護支援専門員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護（予防）支援サービスの提供に当たる。尚、業務の状況によっては増員する。また、当該増員については非常勤の者を充てることができるものとする。

三 事務員 1名以上

事務職員は、必要な事務並びに介護支援専門員の補助の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 年末年始を除く毎日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護（予防）支援サービスの内容）

第6条 指定居宅介護（予防）支援サービスの内容は、次の通りとする。

- 一 利用者への情報提供
- 二 利用者の実態把握
- 三 居宅サービス計画の作成
課題分析（アセスメント表を使用）→原案作成→サービス担当者会議の手順
- 四 指定居宅サービス事業者等との調整
- 五 介護保険施設への紹介
- 六 サービスの実施状況の継続的な把握、評価（モニタリング）
- 七 利用者に対する相談援助
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

介護支援専門員は、提供するサービスの内容等について利用者に説明と同意を得て、適切なサービスの提供を心掛ける。また継続的な自立支援を実現出来る援助を行う。

（居宅介護（予防）支援サービスの提供方法）

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は、事業所内の会議室とする。

- 2 サービス担当者会議の開催場所は、原則として利用者宅とする。
- 3 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談に応じるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護（予防）支援を提供した場合の利用料の額は、「厚生労働大臣が定める介護報酬告知上の額」であり、当該指定居宅介護（予防）支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護（予防）支援サービスに要した公共交通機関利用の場合の交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画）

第14条 業務継続計画（BCP）の策定等に当たって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規定は、平成11年12月1日から施行する。

この規定は、平成19年4月1日に改定施行する。

この規定は、平成 21 年 8 月 3 日に改定施行する。
この規定は、平成 22 年 3 月 1 日に改定施行する。
この規定は、平成 24 年 4 月 1 日に改定施行する。
この規定は、平成 26 年 6 月 1 日に改定施行する。
この規定は、平成 27 年 11 月 1 日に改定施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日に改定施行する。